**第19号様式**（第14条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

高知県知事

特定個人情報開示費用免除等不承認通知書

年　　月　　日付けで申請がありました特定個人情報の開示に伴う地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減免については、減免ができる理由に該当しませんので、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第14条第７項の規定により次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る特定個人情報である保有個人情報の名称等 |  |
| 開示決定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 写し等の交付に係る費用の額 | 円 |
| 写し等の送付に要する費用の額 | 円 |
| 納付が必要な費用の額（合計額） | 円 |
| 担当課等名等 | 電話番号　　　　　　　　　　内線 |
| 備考 |  |

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。